

(国税庁事業)

トルコ 日本産酒類輸出オンライン商談会 案内書

国税庁（実施：ジェトロ）は、輸出を目指す酒類事業者の皆様に海外バイヤーとの商談機会を提供すべく、今後の輸出拡大が期待されるフロンティア地域の一つとして、トルコのバイヤーとの日本産酒類輸出オンライン商談会を実施します。

皆様からの多数のご応募をお待ちしています。

なお、商談会実施国の新型コロナウイルスの感染拡大や国際情勢の変化等による事業内容の変更や中止の可能性がある旨ご承知おきください。

商談会概要

- 主催：国税庁
- 実施：日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 商談方法：オンライン商談（アプリは Zoom や Teams を想定）
- 商談会実施予定国および実施スケジュール：
 - ※バイヤー詳細は別紙「バイヤーリスト」をご覧ください。
 - ※商談は現地時間に合わせて実施します。

No.	国・地域	商談会期	お申し込み締め切り
1	ポーランド	令和4年10月17日(月)～21日(金)	締切済
2	トルコ	令和4年11月21日(月)～25日(金)	令和4年10月3日(月) 12時00分
3	メキシコ	令和4年12月予定	10月頃募集開始予定
4	イタリア	令和5年1月予定	11月頃募集開始予定
5	スイス	令和5年2月予定	11月頃募集開始予定

参加要件

1. 現地で販売可能な日本産酒類であること。
ご参考：ジェットロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
2. 商談による取引先の発掘や継続取引が目的であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
5. 英語もしくは現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェットロが求めた際は速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合、事業開始までに揃え、ジェットロが求めた際は速やかに提出すること。
6. ジェットロが求める成果把握の為にを行うアンケート、各種データベースへの情報の登録等に協力すること。
7. テレビ会議システムアプリを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、通信に支障をきたさないこと。
8. 本案内書の内容、条件等に同意していること。

お申し込みの流れ

以下のジェットロ HP からお申し込みください。

【お申し込み先】 <http://www.jetro.go.jp/events/afg/899b7d1a8cae42a6.html>

■ステップ1：お客様情報の入力・商談希望バイヤーの選択 ※全員必須

- ・上記リンク先のページで必要事項を入力・送信してください。
- ・はじめてジェットロのイベントに参加頂く方は「お客様情報登録」（無料）が必要です。
- ・別紙「バイヤーリスト」を参考に商談を希望するバイヤーを選択ください。
- ・入力完了後、メールが自動配信されます。

■ステップ2：商品情報の登録 ※ジェットロデータベースに未登録の方のみ

- ・ステップ1完了後に自動配信されるメールに記載の URL から商品情報を登録ください。
ジェットロの「[Japan Street](#)」、「[農林水産・食品部データベース](#)」（※）に既に商品をご登録済みの方はご対応不要です。
- （※）ジェットロが商談会用に運用する商品登録 DB。登録頂いた商品情報をバイヤーに公開します。
- ・以上でお申し込み完了です。

選考および結果通知（随時）

お申込み頂いた情報を元に、各バイヤーが商談を希望する国内酒類事業者を選定します。選定結果はお申込み時にご登録いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。

商品サンプルの提供（随時、任意）

バイヤーから商品サンプルのリクエストがある場合（別紙「バイヤーリスト」参照）、商談日間に合うように自社（任意）でご手配ください。輸送方法等に関する詳細は商談が決定した後にご案内します。

なお、発送に係る費用は出品者負担となります。

商談当日

テレビ会議システムアプリを利用します。

ジェットロにて通訳者（オンライン参加）を手配します。なお、商談後、商談成果に関するアンケートを行いますので、必ずご回答ください。

費用負担

主催者の負担：

- ・商談会実施に係る経費（運営費、テレビ会議システム経費、通訳費等）

商談会参加者の負担：

- ・オンライン商談に係る経費（インターネット通信費、PC等機材費）
- ・サンプル関係費（必要な場合のみ。任意）
- ・その他上記「主催者の負担」に定める以外の全ての経費

留意事項

1. 本案内書に定めのない事項は、国税庁及びジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロからの連絡（フォローアップ等）のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本産酒類を所望するバイヤーに紹介、商談機会提供のために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、国税庁やジェットロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。

あります。あらかじめご了承ください。

3. 本案内に記載に反する行為があった場合や申込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし参加をお断りすることがあります。また、今後国税庁やジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
4. 参加申込みをした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、参加することが国税庁やジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りすることがあります。
5. 申込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申込み締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
6. 申込み締め切り後であっても、現地規制の変更によって商談会の実施、商品サンプルが送付できなくなる可能性があります。
7. 相応の理由なしに商談をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後国税庁やジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
8. 商談に参加する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
9. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの商品サンプルについては、参加者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
10. 商品サンプルを輸送される際は、法令に照らして適法に輸送して下さい。

免責規程

1. 天災、感染症の蔓延など、現地情勢等を鑑み、国税庁並びにジェトロの判断により本事業及び関連事業の全部又は一部が変更・延期・中止となることがあります。その場合、参加に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害について、国税庁やジェトロはこれを負担しません。
2. 商談会実施中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、国税庁やジェトロは一切の責任を負いかねます。

お問い合わせ

ジェトロ農林水産・食品部 農林水産・食品戦略的商流構築課

担当：花輪、福土、神東 連絡先：afe_event@jetro.go.jp / 03-3582-8348